

議案第13号

佐倉市森林環境譲与税基金条例の制定について

佐倉市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 佐倉市における、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、佐倉市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税を原資とし、毎年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、毎年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。